

町並みを守るために必要なお金のこと

助成措置

伝建制度では、歴史的な町並みを保存するためには、伝統的建造物の所有者の方や地区内にお住まいの方へ、少なからず規制や負担を求めることになります。こうした負担軽減のため、助成措置が行われています。

補助金

修理基準・修景基準を満たせば、補助金を利用できます。補助対象となるのは補助金の交付決定を受けてから契約・着手したものに限ります。国庫補助事業の採択については、緊急性や修理履歴を加味して審議会で選定します。

補助の対象と補助率

① 伝統的建造物及び環境物件

区分	補助対象	補助率	補助限度額
主屋	外観保存のための修理に要する経費。ただし、外観の保存上又は構造耐力上必要があると認められる場合は、基礎、土台、床組、柱、梁材、横架材、小屋組等の構造材に要する経費を含むことができます。	10分の8以内	600
壺室・桑屋			500
土蔵			400
長屋門			200
社寺建造物		10分の5以内	500
上記に属さない建築物		10分の8以内	100
工作物及び環境物件	修理又は復旧に要する経費	10分の5以内	100

② 伝統的建造物以外の物件

区 分	補助対象	補助率	補助限度額
主屋	新築、増築又は改築については、原則として公道に面したもので、かつ、外観を伝統的建造物に模したものの又はこれに調和した和風建築とするものに係る経費のうち、公道正面に臨む屋根、外壁、建具、軒先等の修景に要する経費（外壁の修理に要する経費には、下地経費を含み、電気設備その他の設備に要する経費は含みません。）	10分の6以内	200
小屋・車庫等			50
門及び塀			50
生垣			10
石垣及び側溝			30

補助金事業採択の流れ

着工前年度		
1月以前	事前相談 (修理相談会)	修理内容の検討 建築士と相談 ※修理相談会では、修理や空き家について専門家に相談できます。 ※補助金を希望する方は必ずご参加ください。
2月	保存審議会の開催	設計事業を決定
4月	基本設計	事業内容・事業費の検討
10月	審議会開催 国庫補助要望	設計内容や予算の精査 市から文化庁や県へ要望
秋頃	文化庁現地指導	修理内容について指導を受けます。

着工年度		
4月	国庫補助内示 補助金交付申請手続き 補助金交付決定 着工	国から市への補助金の内示 所有者から市へ 現状変更行為許可申請・補助金交付申請 市から所有者へ 施工業者、工事監理業者との契約
秋頃	文化庁現地指導	修理内容について指導を受けます。
2月末	実績報告書提出【厳守】	補助金実績報告書（所有者→市へ提出） 補助金の請求
3月末	補助金の入金	市→所有者へ振込み

※市単独事業については緊急性が高いもの、部分修理など、小規模修繕を想定（原則同じ物件を複数年に分けて補助することはありません。）

税金

伝統的建造物(特定物件)では、税制面で優遇措置があります。

国税

伝統的建造物および敷地の相続税評価額が軽減
(文化財でないものとした場合の価額の3/10控除)

地方税

伝統的建造物の固定資産税(家屋)及び
都市計画税が非課税